

第 8 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第8回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成30年5月25日 午後1時28分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5 場案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第7 議案第4号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 8名）

大船渡地区	佐藤 優子君	末崎地区	村上 優司君
赤崎地区	浅野 幸喜君	猪川地区	鈴木 和雄君
立根地区	今野八重子君	日頃市地区	木村マリ子君
綾里地区	畑中 圭吾君	越喜来地区	岡澤 成治君

遅刻者（1名） 8番 佐々木信吉農業委員

早退者（0名）

欠席者（2名） 末崎地区 後藤達生推進委員
吉浜地区 渡邊岳夫推進委員

事務局出席者

局長	千葉 譲君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後1時28分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻少し前ではございますが、これより第8回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつ申し上げます。市内を回って見ますと、水田の作業は田植えもほとんど終わりました、春の忙しい作業も一段落したようです。

先日18日、盛岡で農業委員会会長と事務局長合同研修会がありまして、中間管理機構が発足して今年で5年目になることから、見直しを行うことになっております。年間集積目標面積は3,600haとなっておりますが、27年の5,258haを最高に28年、29年と減ってきております。発足当時の26年に地域推進チームの体制は作られていますが、うまく機能していないなどの指摘がされておりました。農業委員会としても農地利用の最適化、農地情報の提供、配分計画への意見等ありますが、当地域農業に中産間地域では集積は難しいものがあります。集積の進んでいる花巻市等でも提言、懇談、協力が出るうち、平場ではまとまりましたが、中山間地域の方は集積が進まないと言っておりました。圃場整備が行われた吉浜でも、中間管理機構を利用して行われた他はありません。

話は変わりますけれども、5月15日、職務代理の熊谷玲子委員が中心となって、女性農業委員、推進委員が末崎地区にお茶を植えております。収穫できたら、この場でも少し飲んでみたいと思っております。

総会終了後、事務連絡と農地利用最適化推進委員活動計画策定会議がありますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は8名であります。遅刻の通告のあった農業委員は8番佐々木信吉農業委員の1名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員と三陸地区吉浜地域渡邊岳夫推進委員の2名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（千葉譲君） それではお手元の資料によりまして行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。平成30年4月25日から5月25日までの行事予定並びに5月26日から6月27日までの開催予定でございます。主なものといたしましては4月25日から5月10日まで、市内8箇所において農業振興地域整備計画の見直しに係る農政座談会が開催されました。委員の皆様には説明会への参加や参加者の確保など、ご協力いただきましてありがとうございました。その他、先ほど会長の方からお話しがありましたけれども、女性委員活動としてお茶の試験栽培事業を開始しております。本事業は遊休農地の解消対策を、具体的に末崎町碁石地区の遊休農地300㎡を無償でお借りして、お茶を試験栽培するものでございます。お茶の苗は震災の支援をいただいている明治大学の准教授平山先生のご紹介によりまして、埼玉県狭山の内野さんという方から提供いただいたものでございます。

5月1日と、それから12日に農地の整備を行いまして、15日に250本の植え付けを行なっております。これにつきましては女性農業委員、推進委員、それから会長はじめ地元の企業、それから農家の方々にもご協力いただいて実現したところでありまして、感謝いたしております。また当日25日は午前9時半から大船渡市農業協同組合第50年度通常総代会が開催されまして、会長が出席しておりますし、午後からは第8回農業委員会総会。その後、農業者年金研修会と農地利用最適化推進活動計画検討会を行うこととしております。農地利用最適化活動計画検討会には岩手県農業会議農地相談員の宮崎様にご同席をいただきまして、計画の内容についてご指導、ご助言をいただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

次に5月26日以降の行事予定でございますが、5月30日には東京都におきまして、本県選出国會議員への要請活動並びに全国農業委員会会長大会が開催されますので、菊地会長が出席することとしております。6月5日には盛岡市において岩手ポラーノの会第2回理事会が開催されますので、廣澤農業委員が出席する予定となっております。6月14日には、同じ盛岡市におきまして第27回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますので、細谷局長補佐が出席する予定としております。本日の議案のうち該当する案件について諮問が行われ、その後、許可決定されることとなります。また6月15日には盛岡市において新任農業委員等研修会が開催されますので、村上、佐藤両推進委員が出席の予定となっております。6月27日には第9回農業委員会総会を開催する予定としておりますので、よろしくお願いたします。以上で私からの報告は終わります。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記

には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には6番細谷知成農業委員、7番藤原重信農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、相続による権利の取得。4月16日届出、5月1日受理。2番、相続による権利の取得。4月16日届出、5月1日受理。受理期間に日数を要しておりますが、届出内容に誤りがあり、訂正のやりとりに時間がかかったためです。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号1番から2番について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件で震災関連は1件です。1番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積86.54㎡、駐車場2台。転用理由、自宅建設のため。2番、転用目的、施設等、駐車場6台。転用理由、震災前に利用していた駐車場が道路工事により使用できなくなったため、新たに駐車場が必要となったため。これは追認案件であり、平成29年10月に全施行済みということで、申請書とともに始末書が提出されております。立地基準につきましては、いずれも第3種農地に該当し許可基準を満たしております。一般基準については、1番は金融機関からの残高証明書で確認しております。2番は既に全施工済みであり、資金の確保は済んでおります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第1号の番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 議案第1号の1番につきまして、昨日、申請人からの聞き取りと現地調査の報告をいたします。震災の前、ご主人とともにUターンをし、現住所の借家住まいをされているとのこと。この度、住宅建築にあたり、お父様から相続した申請地に許可後、直ちに着工したいとのこと。お父様からの土地を兄弟で半分ずつ相続をし、現状はお兄様が畑として耕作しているとのことですが、住宅建築後もお兄様は畑として耕作を続けるとのことですが、辺りは公園と住宅に囲まれており、周辺農地への影響は少ないものと判断されます。それから排水等は浄化槽等で市道の側溝

へ流し込む計画になっているようです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第1号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。農地法の4条申請の番号2番について報告します。この農地はですね、3.11地震津波後に新しい県道が約20mぐらい東側に移動し、嵩上げされたことにより、周囲も全面的に嵩上げされ、この場所も窪地となることから、約2mの盛土をしたそうです。図面、見てほしいんですけども、自宅の庭が狭かったこともあり、駐車場として使用するために、去年のお盆過ぎにアスファルト舗装をしたということでした。以上のとおり報告いたします。よろしくお願します。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

なお、この案件は追認案件のため、6月14日開催の岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、現場事務所1棟、建築面積26.2㎡、仮設トイレ2棟、

駐車場 7 台。転用理由、長谷堂貝塚群発掘調査現場事務所及び駐車場として利用したい。平成 31 年 3 月 30 日までの一時転用。2 番、転用目的、施設等、資材置場として使用。そしてタイヤ、木材置場 90 m²敷鉄板置場 40 m²、重機 3 台、大型トラック 3 台、回転スペース。転用理由、事業拡大に伴い土木資材置場として利用したい。次のページをお開きください。3 番、転用目的、施設等、資材置場、大型トレーラー 5 台、重機 5 台。転用理由、現在、資材置場として利用している西側の土地が事業拡大により手狭になったため、当該地を資材置場として一体利用したい。立地基準につきましては、1 番については第 3 種農地のため許可基準を満たしております。2 番、3 番については第 2 種農地ですが、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準につきましては市の予算書、金融機関からの残高証明書等で確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 2 号の 1 番については 5 番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5 番農業委員（廣澤恵美君） 5 番廣澤です。申請番号 1 番について報告します。23 日に現地調査を実施しました。今回、申請地を現場事務所及び駐車場として利用したいとのことでした。排水や日当たりなど、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 1 番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。はい古内嘉博委員。

○3 番農業委員（古内嘉博君） 3 番古内です。借受人が大船渡市となっていますが、代表者の名前がなくてもいいんですか。前は市長名も入っていたような気がするんですけども。

○局長補佐（細谷真実君） すみません。抜けていました。ごめんなさい。それでは大船渡市代表戸田公明と記入をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他、何か質問、意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号の 1 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号の 1 番は本委員会において許可とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 2 号の 2 番について 6 番細谷知成農業委員からお願いします。

○6 番農業委員（細谷知成君） 6 番細谷です。議案第 2 号 2 番について、5 月 22 日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告をいたします。申請に至った経緯ですけれども、譲受人に話を伺いましたが、事業拡大に伴い、資材や車両置場を探すために知合

いの不動産業者に相談したところ、この申請地を紹介されたということであり、傾斜地ではありますが、建物を建設するのではなく、資材置場及び駐車場として使用するため、土地の造成等を行わず、砂利等での簡易な整地で済まされる計画であるとのことでありました。周囲への影響ですけれども、隣接地の農地はこの後議案第3号の農地等の適用外申請が出されているとおり、山林や庭敷地となっておりまして、隣接地に耕作している農地はないため、周囲への影響はないものと思われま。報告については以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番については2番鈴木力男農業委員からお願いします。

○2番農業委員（鈴木力男君） 2番鈴木です。議案第2号3番について説明いたします。現在、屋外で資材置場として借りているところの東側を、今回新たに業務拡大により借りて資材置場として整備するそうでございます。隣接する農地に対する影響については、隣接する農地は高台にありまして高低差があり、影響はないものと思われま。以上、報告いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は5件で震災関連は3件です。1番、非農地の事由、昭和23年に居宅を新築し、

爾来居住していたが、東日本大震災により被災し更地となっている。地目が農地であると認識していなかった。震災以前に利用していたということなので、始末書を徴しております。2番、東日本大震災津波により被災し、現在は更地となっている。農地としての復旧が困難なため地目変更したい。3番、東日本大震災津波により被災し現在は更地となっている。農地としての復旧が困難なため地目変更したい。次のページをお開きください。4番、昭和60年当時から駐車場として利用されている。長年、雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため、始末書を徴しております。5番、長年、宅地及び山林として利用されて来ており、登記簿地目も農地でないと考えていた。始末書を徴しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員から申請地の現況につきまして説明をお願いいたします。初めに議案第3号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。所有者が同じであり申請地が隣接していることから、1番と2番についてあわせて報告をします。調査は5月20日、所有者の聞き取りと現地の確認を行いました。周辺及び現地の状況と申請に至った経緯であります。東日本大震災による津波は昔はぎりぎりまであったようで、当然、申請地を含めた付近一帯が冠水し、現在、復旧に向けて盛んに工事が行われている地域になります。申請地の1番は一面に雑草が生えており、2番は更地の状態になっていました。なお申請地を含めた付近一帯は災害危険区域となっており、市が買い上げる予定になっているとのこと。このようなことから農地への復旧は困難であるため、適用外申請に至ったとのこと。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番について3番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。山側で日当たりもよくなく、雑草が栄茂っていて農道もなく、復元することは難しいものと思われました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号4番と5番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号4番について5月22日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。資料については図面の方をご覧いただきたいと思いますが、申請に至った経緯ですけれども、申請地は農地であるにもかかわらず、昭和60年当時より駐車場として利用してきましたが、隣接地の土地の適用外申請にあたり境界確認等をしていく過程で、当該地が農地であるということが判明したということでございます。周囲への影響ですけれども、隣接地の農地は今回適用外申請が出されている庭として利用されている敷地のため、耕作している農地はないことから、周囲への影響はないものと思われま。議案第3号の4番については以上でございます。

続きまして議案第3号の5番について5月22日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。周囲に耕作地はなく、周囲への影響はないものと思われま。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 8ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページに今回のリストがございます。今回の非農地判断件数は1件です。1番、荒廃化しており、参考資料の現況写真とおりでございます。以上1件について非農地判断するものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野です。議案第4号の非農地判断について調査報告いたします。5月24日午前9時頃、事務局の山崎主事に現地を案内していただき、一緒に確認いたしました。一面、竹林と雑木が生い茂っていて山と同化していました。当時は稗や蕎麦を作っていたが、昭和24年か25年頃には夫婦2人になってしまった。隣地に竹藪があり、その根っこが伸びてきて竹藪になってしまった。初めのうちは何とか対処していたが、追いつかなくなって今の状態になってしまったということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について本委員会において農地に該当しないと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号農地に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして第8回総会を閉会いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時09分閉会